

安全運転管理者選任の罰則などが強化されました！

改正点：その1（法74条の3第1項）

自家用有償旅客運送者が安全運転管理者の選任義務の対象外となりました。自家用有償旅客運送（道路運送法78条）は、同法の施行規則のなかで3つに区分されています。

- 市町村が運営する「市町村運営有償運送」
- NPOなど非営利団体が運営し地域住民の生活に必要な移動手段を確保する「公共交通空白地有償運送」
- 要介護者など移動困難者を対象とした「福祉有償輸送」

改正点：その2（法74条の3第7項）

自動車の使用者の義務として、安全運転管理者に対し、法第74条の3第2項の業務を行うため必要な権限を与えることに加え、同項の業務を行うために必要な機材を整備しなければならないことが規定されました。

改正点：その3（法74条の3第8項）

都道府県公安委員会が、自動車の使用者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができるようになりました。

是正措置命令に従わなかった場合には、その1に記載のとおり罰金の対象となります。

例示

夜間又は長距離の運転時における交替運転者を配置する権限を安全運転管理者に与えないことにより、運転者が過労による居眠り運転を起因する交通事故を起こした場合などが考えられます。

改正点：その4（法第119条の2、法120条第2項第3号）

安全運転管理者を選任していなかった場合や、解任命令に従わなかった場合の罰金が10倍の50万円に引き上げられました。

- 安全運転管理者等を選任していなかった場合
【5万円以下の罰金 から 50万円以下の罰金に引き上げ】
- 安全運転管理者等の解任命令に従わなかった場合
【5万円以下の罰金 から 50万円以下の罰金に引き上げ】

また、都道府県公安委員会の是正措置命令に従わなかった場合に50万円以下の罰金が新設されたほか、安全運転管理者等の選任等に関する届出を行わなかった場合は、2万円以下の罰金又は料料から5万円以下の罰金に引き上げられました。

改正点：その5（令和4年改正府令 規則附則第6項）

令和4年10月1日から予定されていた、アルコール検知器を用いた酒気帯びの確認については、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、使用義務化の適用が猶予されることとなりました。

※ 猶予の間は、目視等による酒気帯びの確認を行うこととなりますが、飲酒運転防止の観点から、アルコール検知器を整備済みの事業所では積極的にアルコール検知器を使用した酒気帯びの確認を行ってください。また、整備できてない事業所では早期に整備した上で、積極的にアルコール検知器を使用した酒気帯び有無の確認を行うようお願いいたします。